

# 平成26年定例第3回市議会会議録(第1日)

平成26年9月2日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英
副市長	高野道生	福祉事務所長	梅津俊朗
教育長	長岡廣道	環境衛生課長	富重巧斉
監査委員	平井常雄	農林水産課長	大津光若
総務部長	塚野仙哉	商工観光課長	松尾博
保健福祉部長	松藤泰大	上下水道課長	内野逸雄
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	健康づくり課長	加藤康志
環境経済部長	横尾健一	学校教育課長	田中裕樹
建設都市部長	石橋慎二	教育部指導室長	稗田賢次
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	税務課長	長岡洋一
消防長	塚本哲嘉	福祉事務所 児童福祉係長	城戸邦宏
総務課長	平木啓喜	学校教育課長補佐 兼学校再編推進係長	木村勝幸
企画財政課長	坂田良二	教育総務課 施設係長	甲斐田裕士

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について

- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (8) 報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について
- (9) 認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (10) 認定第2号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第3号 平成25年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第4号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第5号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第6号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第7号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- (18) 議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- (21) 議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- (22) 議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- (23) 議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について
- (25) 議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更について
- (26) 議案第38号 財産の取得について
- (27) 議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (28) 議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

---

**午前9時30分 開会**

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから平成26年第3回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

**日程第1 会期の決定について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

**○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）**

おはようございます。平成26年第3回定例会の運営につきまして、8月22日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、請願3件、報告2件、認定9件、議案11件でございます。

次に、本会議の開催は本日9月2日から9月19日までの18日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

請願第2号につきましては、総務文教常任委員会に付託、請願第3号は厚生常任委員会に付託、請願第4号は産業建設常任委員会に付託といたします。

認定第1号から認定第9号までの9件につきましては、特別委員会付託といたします。

議案第30号から議案第38号までの9件につきましては、各常任委員会付託といたします。

議案第39号から議案第40号までの2件につきましては、全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

1 番田中信之君。

○1 番（田中信之君）

今回、一般質問で提出していたんですけれども、私の一般質問を議長が許可しないことになったということをお聞きしたんですけれども、これは文書ではまだもらっていませんし、文書でそれを提出していただきたいと。それから、その理由も全然聞いておりませんので、その理由もちゃんと書いて提出していただきますように要望いたします。

○議長（牛嶋利三君）

田中議員、このことについては本会議開催前の全員協議会において、27日の議会運営委員会を開催した、その内容と結果、議運の委員長から詳しく説明をいただいたところでございます。

なお、このことに対する回答、理由、このことを文書でというようなことで、田中議員、今までもいろんな回答を求めることは文書でというようなお話をされますが、その理由等、文書での回答、そういうことはする必要もないし、出しません。そういうことです。

お諮りをいたします。本定例会の会期は本日から9月19日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月19日までの18日間に決定をいたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして18番河野一昭君、1番田中信之君、兩名を指名いたします。

### 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

#### ○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成26年4月分を5月26日、5月分を6月26日、6月分を7月25日に実施いたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関の残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

### 日程第4 請願付託の報告について

#### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 請願付託の報告について。

請願第2号 集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議について意見書提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めてまいります。3番上津原博君。

#### ○3番（上津原 博君）（登壇）

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」に反対し、関連法案の慎重審議についての意見書提出を求める請願でございます。

趣旨については、この問題については、昭和56年5月29日の政府答弁書では、憲法第9条

のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解されており、集団的自衛権を行使することはその範囲を越えるものであって、憲法上許されないとの見解が、政府見解と憲法解釈で40年以上にわたって一貫して維持されております。

また、平成13年5月9日、政府答弁書として、憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については、過去50年にわたる国会での議論の積み重ねであるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないとして、憲法解釈の見直し、慎重かつ否定的な姿勢が貫かれております。一内閣の判断で、集団的自衛権の解釈、改憲による行使を可能としていることは立憲主義に反し、また、これまでの政府見解に反するものであり、到底認めることはできません。憲法に対する国民の信頼を失する行為であるというふうに考えております。そういった意味で地方自治法第99条の規定により意見書を願うものであります。皆様の慎重審議の上、意見書提出をよろしく願う申し上げます。

以上です。

#### ○議長（牛嶋利三君）

請願第2号は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、紹介議員の説明を求めます。6番川口正宏君、お願いします。

#### ○6番（川口正宏君）（登壇）

それでは、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の紹介議員として、趣旨の説明をさせていただきます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法の制定を国に求める意見書を国の関係機関へ提出していただくようとの請願です。

手話言語法とは、2011年夏、改正障害者基本法が衆参両議院とも全会一致で可決成立しました。全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話が日本でも法的に言語として認められました。このことは聾者にとって大きな一歩です。

しかしながら、聾者がこの機会の確保を確実に得るためには、手話が言語として聾者に活

用されるための具体的な施策が必要です。つまり、そのための法律が手話言語法です。

改正障害者基本法の理念をしっかりと社会に反映させるためにも、手話が言語として認められる法律をつくってもらうための意見書提出をお願いする次第でございます。どうか請願の趣旨を御理解いただきまして、皆様の御賛同のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（牛嶋利三君）

請願第3号は厚生常任委員会に付託をいたします。

続きまして、請願第4号「農業・農協改革」に関する請願について、紹介議員の説明を求めます。16番宮本五市君、お願いします。

#### ○16番（宮本五市君）（登壇）

「農業・農協改革」に関する請願。

##### 1. 請願要旨。

地域農業を振興し、農家の所得向上を目指すには、行政機関並びにJAグループ等が適切な役割分担のもと、それぞれの機能を十分に発揮することが最も効果的で効率的です。ついては、次期通常国会等で審議される予定となっている「農業・農協改革」において、以下の点に御留意の上、現場の意見を反映するように、国への意見書を提出いただく請願をいたします。

(1) 協同組合であり民間組織であるJAに対して、強制的な組織変更等を押しつけるのではなく、組合員の総意に基づく自己改革を基本とし、関連法案の改正等において拙速な対応を行わないこと。

(2) JAが行っている営農、経済、信用、共済等の総合事業は、農家組合員の営農と生活に広く、深く密着しているため、信用事業の譲渡等、一部の事業を強制的に分離しないこと。

(3) 地域住民の重要な社会生活基盤ともなっているJAの事業に対して准組合員の利用を制限するような、協同組合の果たしている役割に支障を来す規制強化を行わないこと。

(4) 全農はJAを補完するものであり、多様な担い手の農畜産物の共同販売等の機能を維持するには株式会社化による対応の必要はないため、現行の協同組合組織を堅持すること。

(5) 中央会はJAの指導機関として、不測の事態が発生した場合を含め、恒常的にその指導機能の発揮が担保されておく必要があることから、引き続き農協法に基づく制度として位置づけること。

##### 2. 請願の理由。



平成26年度から新たな農業・農村政策が始まり、現場では農業者と県及び市町村行政、関係機関、JAグループが一体となって取り組みを始めたやさきです。

政府は6月24日、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、農業所得の増大や農業の成長産業化のためにJAの機能強化、独自性の発揮が必要との考え方から、JAグループの自己改革を前提に、JAの事業や組織統治のあり方、連合会の事業・組織形態、中央会の新たな制度への移行等を提起しておりますが、今後の具体化の検討に当たっては、これまでJAグループが果たしてきた役割や現場の取り組みを正當に評価した上で、JAグループの自己改革を強く後押しするものとする必要があります。

加えて、農業委員会の改革及び農業生産法人の要件の見直しについても、一方的な価値判断による議論とならないように、慎重な検討が必要と考えます。

今後の政府による農業・農協改革の進め方いかんでは、JAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内農畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、この請願を行うものです。

平成26年8月19日、みやま市議会議長、牛嶋利三殿、請願者、みやま市瀬高町下庄774-1、南筑後農業協同組合、代表理事組合長、乗富幸雄、請願者、みやま市瀬高町下庄774-1、福岡県農政連南筑後支部支部長、猿渡久義。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

請願第4号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案の一括上程を行います。

報告第3号から第4号までの2件、認定第1号から第9号までの9件、議案第30号から第40号までの11件を一括議題といたします。

#### 日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 市長の提案理由説明を行います。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成26年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙中の折、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案について御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの22件でございます。

まず、報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、平成25年度決算に基づきます健全化判断比率と資金不足比率について報告するものでございます。

財政の健全度をあらわします4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。健全な財政は市政運営の基本となります。引き続き財政の健全化の取り組みを推進してまいり所存でございます。

次に、報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告につきましては、平成25年度決算に係る貸借対照表など、財務4表を報告するものでございます。

これは平成18年度総務省の地方行革新指針に基づき、平成20年度決算から毎年議会に報告いたしておるものでございます。貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を財務情報の開示資料として、総務省の示す方式により作成をいたしております。

次に、認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成25年度決算の認定をお願いするものでございます。

平成25年度決算は、一昨年九州北部豪雨を教訓にした安全・安心なまちづくり、また、学校の空調設備の整備など、教育の振興に重点を置いて取り組んでおります。このほか子育て支援及び産業の振興のまちづくりにつきまして、ソフト事業を中心に取り組みを進めてお

ります。引き続き財政的な体力強化を図りながら、市民福祉の維持向上に努めてまいり所存でございます。

次に、認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書案のとおり処分することについて、議会の議決とあわせて同法第30条第1項の規定により提出する決算について、議会の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、はり、きゅう、あん摩等施術費助成事業に係る施術助成額を増額するため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改定に伴い条例を改正するものでございます。

次に、議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定めることになったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、こども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、本市の条例で定めることとなったため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、道の駅みやまの体験農園を廃止し、交流施設の建設及び駐車場として整備したため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更につきましては、地方自

治法の一部改正に伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約を変更する必要性が生じたため、同法第252条の6の規定において準用する、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、みやま市過疎地域自立促進計画を変更する必要性が生じたため、同法第6条第7項の規定において準用する、同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号 財産の取得につきましては、統合小学校建設にかかわる用地を取得するために私有地を購入するに当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）及び議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、平成26年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、平成25年度決算認定にあわせました剰余金処分の積立金及び地方債の繰り上げ償還を計上いたしております。

また、B&G財団の助成金を活用した瀬高B&G海洋センターの改修費や防犯灯設置補助金を追加し、安全・安心なまちづくりを推進することといたしております。さらに、国の制度改正に応じて、水痘と成人肺炎球菌の予防接種を10月から始めるための経費を追加いたしております。このほか柳川山門医師会館の建設補助金や、7月の豪雨による道路災害復旧事業費などを計上いたしております。

また、特別会計予算につきましては、介護保険事業の返還金を追加いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 日程第7 報告第3号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

おはようございます。総務部長の塚野でございます。それでは、私のほうから報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、報告書の表、上段の数値が本市の平成25年度決算数値で、括弧書きの数値が早期健全化基準を示しております。法律の規定により、早期健全化基準を超えますと、財政健全化計画の策定などが義務づけられるものでございます。

それでは、まず、実質赤字比率でございますけれども、これは普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率のことで、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の平成25年度普通会計の決算は994,760千円の黒字となっており、実質赤字比率は該当がありません。

次に、連結実質赤字比率は、上下水道など全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。本市の平成25年度決算における全ての会計の支出は、1,972,400千円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も該当がありません。

また、実質公債費比率は普通会計の元利償還金や債務負担行為など、公債費決算額の標準財政規模に対する比率をいいます。今年度は土地改良に対する償還補助金が減ったことなどから、前年度より1.7ポイント改善し、8.3%となっています。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。本市の平成25年度決算は、将来負担すべき負債の合計に対して、基金や今後地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されません。

続いて、地方公営企業に係る資金不足比率について御説明を申し上げます。

資金不足比率は公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率をいいます。平成25年度決算は、水道事業会計から生活排水処理事業まで全て黒字となっておりまして、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当がありません。

以上、御説明いたしましたとおり、本市の平成25年度決算はいずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。

以上、平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

の説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、平成25年度みやま市の財政健全化、公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の御意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、平成26年7月29日に実施し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。また、資金不足比率につきましても、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。詳細につきましては、お手元の別紙意見書を御高覧いただきたいと思います。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、平成25年度の審査意見とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成25年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

#### 日程第8 報告第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

それでは、引き続きまして報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について、概要の御説明を申し上げます。

平成18年度総務省の地方行革新指針に基づきまして、平成25年度決算による財務4表を作成いたしましたので、議会に報告するものでございます。

作成に当たりまして、総務省方式改訂モデルと呼ばれる方式により、昭和44年度以降の地方財政状況調査のデータを活用して作成いたしております。また、一般会計を中心とした普通会計ベースと、特別会計や地方公営企業、一部事務組合などを含めた連結ベースの2種類から成ります。

それでは、1ページ、普通会計ベースの貸借対照表から概要を御説明いたします。

なお、決算数値は端数を切り捨てて、万円単位で申し上げます。

貸借対照表は、本市が住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源で調達してきたかをあらわす一覧表となります。

資産の部、負債の部及び純資産の部から構成されておりますが、普通会計の資産合計は69,285,120千円。前年度と比較しますと1.4%の増となっております。

次に、地方債などの負債は18,635,960千円で、前年度と比較すると1.0%の減、また、民間企業の資本に当たる純資産は50,649,160千円、前年度比較2.3%の増となります。

次に、3ページ、行政コスト計算書について御説明をいたします。

行政コスト計算書は、資産の形成を除いた行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源を比較させたものとなっております。資産形成に結びつかない1年間の行政サービスのために要した経費の経常行政コストは、人件費などが減少して、対前年度比マイナス1.2%の14,013,150千円となっております。一方、使用料など行政サービス提供の過程で得られた受益者負担金の経常収益は、前年度比較2.1%増の474,810千円となっております。

そして、経常行政コストと経常収益との差し引きであらわす純経常行政コストは、地方税や地方交付税といった一般財源などで賄われなければならないコストをあらわし、13,538,340千円で、前年度と比較すると1.3%減少をしております。

続きまして、4ページ、純資産変動計算書について御説明を申し上げます。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が1年間でどのよう

に変動したかをあらわす計算書でございます。期末純資産残高は50,649,160千円で、前年度より1,117,210千円増加しております。また、マイナスで表示され、一般財源で翌年度以降拘束される財源となります。その他一般財源は5,645,870千円となり、561,090千円減少をしています。

次に、5ページ、資金収支計算書について御説明をいたします。

資金収支計算書は一般会計年度における資金の動きを示したものでございます。経常的収支の部は、日常の行政活動を行う資金収支の状況を示しております。経常的収支は3,642,380千円の黒字となり、公共投資や地方債償還などに充当されることとなります。

次に、公共資産整備収支の部は、公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況を示しています。1,234,080千円の赤字となり、経常収支で賄われたことを意味しております。

また、投資・財務的収支の部には、投資活動や借金の返済による資金の出入りの状況を示していますが、2,057,340千円の赤字となり、公共資産整備収支と同様に経常収支で賄われたこととなります。

普通会計の財務4表の概要を御説明申し上げましたが、この普通会計に加えて特別会計や公営企業会計、また、現時点で連結可能な一部事務組合など関係団体を含めたものが連結財務4表となります。

なお、参考として、財務4表の解説資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと思います。

以上、報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第4号 平成25年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告についてを終わります。

日程第9～第17 認定第1号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）



日程第9. 認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17. 認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件について提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

おはようございます。それでは、認定第1号から認定第8号までの平成25年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、決算通知並びに主要な施策の成果の概要を一括して御説明申し上げます。

資料は、主要な施策の成果説明書をもって御説明申し上げます。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨てまして万円単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、認定第1号 平成25年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

成果説明書の4ページをお願いいたします。

少し長くなりますけれども、よろしく願い申し上げます。

4ページの上のほうでございます。

1、決算の規模・収支の状況でございますが、平成25年度みやま市一般会計の歳入決算額は17,481,970千円、歳出決算額は16,359,280千円となり、歳入歳出差し引き額は1,122,680千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源128,010千円を差し引いた実質収支は994,670千円の黒字でございます。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はマイナス5.4%、歳出決算額マイナス7.6%と、それぞれ減額となっておりますけれども、実質収支の黒字額は前年度より308,840千円ふえております。

それでは、歳入決算の概要について御説明を申し上げます。

成果説明書4ページの下の方をごらんいただきたいと思っております。

1款. 市税の決算額でございます。3,374,850千円、前年度と比較いたしますと2.0%の増となっております。これは法人市民税が銀行などの業績向上によりまして11.4%の増となったこと、それから、市たばこ税が、県税の一部を市町村に移譲されたことに伴いまして、市たばこ税が12.4%ふえたことなどによるものでございます。

続きまして、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそ

それぞれの制度に基づき交付されるものでございますけれども、前年度と比較いたしますと、株の取引に伴うものを除きまして減少した科目が多くなっております。

このうち10款の地方交付税は、歳入全体の38.1%を占めておりますけれども、前年度と比較して0.4%減の決算額6,665,230千円でございます。これは、普通交付税が保健衛生費や公債費の算入額などがふえたことによりまして1.0%増加した反面、特別交付税が前年度に九州北部豪雨によります災害対策分が大きかったことなどから13.3%減少いたしましたことによるものでございます。

続きまして、14款．国庫支出金でございます。決算額2,424,180千円、前年度と比較いたしますと8.3%の減となっております。これは前年度に市営住宅さくら団地の建設に係る補助金が大きかったことによるものでございます。

続きまして、15款．県支出金の決算額は1,341,770千円でございます。前年度比較3.2%の増でございますけれども、これは農業費の活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金が高い伸びとなったことなどによるものでございます。

また、16款．財産収入の決算額は53,350千円、前年度比較マイナス77.5%と減少となっておりますけれども、これも前年度に高田支所用地の売却収入があったことによるものでございます。

続きまして、18款．繰入金は111,230千円の決算額でございます。これは消防庁舎の建設費に充てるために消防庁舎建設基金を1億円取り崩しております。このため前年度より増額となっております。

次に、20款．諸収入の決算額は198,730千円でございます。前年度比較マイナス75.8%と大幅な減少でございますけれども、これも前年度に福岡県市町村災害共済基金組合の解散金427,200千円があったことによるものでございます。

また、21款．市債でございます。決算額1,352,150千円、前年度比較10.7%の減となっております。市債は地方交付税の代替措置であります臨時財政対策債などを借り入れておりますけれども、公営住宅の整備事業が完了したことなどから、前年度と比較して減少となっております。

続きまして、歳出決算の概要につきまして成果説明書17ページをお願いいたします。

成果説明書17ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度歳出決算を費目別に見ますと、消防費と教育費を除きまして、前年度比較で減

少でございます。平成24年度で事業完了するなど、前年度の事業費が多かったことによるものでございます。

それでは、科目ごとに申し上げます。

1 款．議会費は、議員共済会負担金などが減少して、前年度比較4.6%減の205,480千円の決算額でございます。

2 款．総務費は決算額1,971,580千円、前年度と比較いたしますと、23.2%の減でございます。光ファイバー網の整備事業や高田支所の建設が前年度に完了したことによるものでございます。

続きまして、3 款．民生費は決算額6,005,140千円でございます。前年度と比較いたしますと、マイナス2.3%減少でございますけれども、前年度に九州北部豪雨によります災害救助費があったこと、それから、生活保護費が減少したことなどによるものでございます。

次に、4 款．衛生費の決算額1,035,080千円、前年度比較15.6%の減でございます。これも前年度に中核病院のヨコクラ病院に対します病院施設開設準備経費補助金があったことによるものでございます。

次に、5 款．労働費は18,440千円の決算額となっております。緊急雇用対策事業の事業費が減少したことにより、前年度比35.8%の減でございます。

続きまして、6 款．農林水産業費について御説明申し上げます。

農林水産業費の決算額1,107,240千円、前年度と比較いたしますと8.4%の減となっておりますけれども、矢部川左岸土地改良区の償還金補助金につきまして、借入金の返済が進みましたことから、150,000千円程度減少したことによるものでございます。

次に、7 款．商工費は234,580千円の決算額でございます。前年度比較7.9%の減でございますけれども、これも前年度にみやまエネルギー開発機構に対する出資を行っていたことによるものでございます。

続きまして、8 款．土木費は決算額1,158,270千円、前年度比較45.5%の減となっております。前年度に公営住宅さくら団地の整備が完了したことによるものでございます。

9 款．消防費は1,172,890千円の決算額となっております。前年度比較66.5%の増でございます。これは本市の防災拠点となります消防庁舎の建設費、それから、広域で消防無線のデジタル化などに取り組んでおります筑後地域消防通信指令整備費負担金が増格化したことによるものでございます。

続きまして、10款. 教育費についてでございます。教育費は決算額1,872,340千円、前年度比較26.7%の増でございます。これは夏の暑さ対策など児童・生徒の学習環境を向上させますために、学校空調設備の整備を実施したことによるものでございます。

次に、11款. 災害復旧費は決算額30,950千円、前年度比較80.4%の減でございます。九州北部豪雨によります災害復旧事業が完了しましたことなどによるものでございます。

また、12款. 公債費でございますけれども、前年度より3.3%減少して、決算額1,547,250千円となっております。

以下、特別会計の概要を御説明申し上げます。

認定第2号 平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。成果説明書の210ページをごらんいただきたいと思います。

平成25年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額5,915,190千円、歳出決算額5,749,760千円、歳入歳出差し引き額は165,420千円の黒字でございます。前年度と比較いたしますと保険給付費が減少いたしまして歳入決算額はマイナス2%、歳出決算額はマイナス1.2%となっております。

歳入決算額のうち1款. 国民健康保険税は1,112,770千円、3款. 国庫支出金は1,452,120千円、5款. 前期高齢者交付金1,202,310千円が主なものでございます。

また、歳出決算額は2款. 保険給付費3,884,250千円、3款. 後期高齢者支援金等650,190千円、7款. 共同事業拠出金698,060千円が主なものでございます。

続きまして、認定第3号でございます。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、成果説明書222ページをお願いいたします。

歳入決算額578,220千円、歳出決算額576,560千円、歳入歳出差し引き額は1,650千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算プラス0.9%、歳出決算プラス1.0%でございます。

歳入決算額は1款. 後期高齢者医療保険料378,580千円、歳出決算は2款. 後期高齢者医療広域連合納付金554,970千円が主なものでございます。それぞれ微増でございます。

次に、認定第4号 平成25年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

資料は225ページになります。

介護保険事業勘定の歳入決算額4,532,100千円、歳出決算額4,470,950千円、歳入歳出差し

引き額は61,150千円の黒字でございます。前年度と比較しますと、保険給付費の増加など、歳入決算額は3.7%の増、歳出決算額は3.1%の増でございます。

歳入決算額、1款. 介護保険料772,890千円、3款. 国庫支出金1,124,440千円、また、歳出決算額は2款. 保険給付費4,253,590千円が主なものでございます。

次に、228ページ、介護サービス事業勘定でございますが、歳入決算額29,420千円、歳出決算額22,830千円、歳入歳出差し引き額6,580千円の黒字でございます。

成果説明書の230ページをお願いいたします。

認定第5号 平成25年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入決算額は375,270千円、歳出決算額は368,030千円、歳入歳出差し引き額は7,230千円の黒字となっております。

前年度と比較いたしますと、下水道建設費が増加いたしましたして、歳入決算額1.5%、歳出決算額1.3%のそれぞれ増額となっております。

続きまして、238ページをお願いいたします。

認定第6号 平成25年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入決算額52,910千円、歳出決算額50,010千円、歳入歳出差し引き額は2,890千円の黒字となっております。

次に、成果説明書244ページとなります。244ページをお願いいたします。

認定第7号 平成25年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

歳入決算額441,280千円、歳出決算額436,430千円、歳入歳出差し引き額は4,840千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、浄化槽の設置工事が増加いたしましたことなどから、歳入決算額9%増、歳出決算額9.5%増と、それぞれ比較的高い伸びとなっております。

それから、最後でございます。成果説明書250ページをお願いいたします。

認定第8号 平成25年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

平成25年度決算も用地取得の事業計画はございませんでしたので、歳入決算額は3款の前年度繰越金の80千円のみでございます。歳入歳出差し引き額は80千円の黒字でございます。

以上、駆け足になりましたけれども、認定第1号から第8号まで、平成25年度の歳入歳出決算の認定について概要を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、内野上下水道課長、説明をお願いします。

○上下水道課長（内野逸雄君）（登壇）

よろしくお願いいたします。認定第9号 平成25年度みやま市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

平成25年度みやま市水道事業会計決算書をお願いいたします。

なお、決算数値につきましては、万円単位で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、決算書の15、16ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で、収益合計507,550千円、費用合計445,880千円でございます。前年度と比較しまして、収益では受託工事収入や加入金等の減少により6,570千円、1.3%の減、費用では受託工事費や修繕費の減少により18,810千円、4.0%の減となっております。

次に、7ページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、経常利益62,110千円となっており、これに特別損失450千円を合わせた当年度純利益は61,660千円となっております。前年度繰越利益剰余金はございません。したがって、当年度純利益は61,660千円が当年度未処分利益剰余金となります。

次に、9ページをお願いいたします。

未処分利益剰余金の処分につきましては、減債積立金20,000千円、建設改良積立金には41,660千円を予定しております。

次に、3、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で収入120,280千円、支出296,180千円でございます。収支不足額175,900千円につきましては、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員から綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書を  
いただいております次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決及び認定いただきますよう、  
よろしくお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

続きまして、監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

**○監査委員（平井常雄君）（登壇）**

それでは、決算審査意見を申し上げます。

平成25年度決算審査の対象は、みやま市の一般会計歳入歳出決算から水道事業会計歳入  
歳出決算までの9会計でございます。決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額  
17,481,975,744円、歳出決算額が16,359,286,747円で、差し引き額形式収支といたしまして  
は1,122,688,997円でございます。

それから、国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は11,924,494,646円、歳  
出決算額は11,674,612,017円で、差し引き額実質収支といたしましては249,882,629円でご  
ざいます。

一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額が29,406,470,390円で、歳出決算額  
が28,033,898,764円で、差し引き額形式収支といたしましては1,372,571,626円となってお  
り、一般会計、特別会計の全ての会計におきまして黒字決算となっております。

また、水道事業会計の決算状況といたしましては、収益的収支については収益的収入が  
531,127千円、収益的支出が460,071,019円で、差し引き額は71,055,981円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が120,283,101円、資本的支出が296,187,722円で、  
収支差し引き額175,904,626円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資  
本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、損益留保資金をもって補填をされておしま  
す。

以上が平成25年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましてはお手元の決算意  
見書に記載をいたしておりますので、御高覧をいただければと思います。

審査につきましては、水道事業会計を7月3日に、一般会計及び特別会計を7月7日から  
7月28日の間に実施し、全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に、その中で申し  
上げてまいりました主なものを御報告させていただきます。

まず、一般会計及び特別会計について申し上げます。

1 番目に税等の徴収でございますが、市税の収入率は94.6%と良好な状態であります。また、収入未済額については前年度と比較いたしますと2.9%減少をいたしております。徴収事務につきましては、今後も税等の公平性を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加え、徴収率向上のため、特に誠意のない滞納者に対しましては、法令の規定にのっとり、強い姿勢をもって徴収に当たられ、収入未済額の解消に向けてなお一層の努力を望むものでございます。

2 番目に予算の流用及び充用でございます。いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たっては、より慎重を期されることを望むものでございます。

3 番目に不用額についてでございます。経費節減に伴うものもございしますが、大部分は執行残によるものであり、当初予算計上の仕方の見直しを行い、年度途中において著しく不用額が見込まれるものにつきましては減額補正を行うなど、財政の有効活用を図られるよう望むものであります。

4 番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、医療費が増加傾向にあり、疾病予防を重視した医療へ転換するためには、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものでございます。

5 番目に、入札、契約関係でございますが、入札、契約につきましては、財務規則等に基づき適正な処理がなされておりますが、慎重を期し、さらに万全の措置を講じられるよう望むものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算であります。地方公営企業は独立採算による経営を求められることも念頭に置き、水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、なお一層の努力と研究を望むものであります。

以上、各会計について監査意見を申し上げましたが、今後も住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、さらに経費面での効果を明確に、かつ具体的にあらわすことが大切であると考えており、なお一層の研鑽を望むものであります。

以上、決算審査意見の御報告を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）



ただいまから平成25年度の決算審査に入りますけれども、今後17名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議をすることにしておりますので、質疑については簡潔にお願いをしたいと思います。

質疑は認定第1号から認定第9号まで一括して行ってまいります。それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9件は、17人の委員で構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番田中信之君、2番野田力君、3番上津原博君、4番荒巻隆伸君、5番瀬口健君、6番川口正宏君、7番坂田仁君、8番近藤新一君、9番梶山忠男君、10番中尾眞智子君、12番小野茂樹君、13番中島一博君、14番坂口孝文君、15番井手敏夫君、16番宮本五市君、17番壇康夫君、18番河野一昭君、以上17名の諸君を指名いたします。

#### 日程第18 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、議案第30号 みやま市はり、きゅう、あん摩等施設利用の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市民の健康の保持、増進を図るため、はり、きゅう、あん摩等施術費助成事業に

係る施術助成額を800円から千円に増額するため、条例を改正するものでございます。

現在、市民を対象に2カ月について10回を限度に、1回につき800円を助成いたしておりますが、施術件数は年々減少しており、平成19年度には1万3,466件あったものが、平成25年度は7,561件となり、7年間で5,905件も減少をいたしております。また、近隣市町村の施術助成額と比較いたしますと、みやま市の助成額は低くなっております。このことを踏まえ、はり、きゅう、あん摩等施術費助成事業に係る施術助成額を増額することで、みやま市民の健康の保持、増進を積極的に推進するために、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど日程第18、議案第30号での松藤保健福祉部長からの説明がありました。このことに対する質疑をするということでお諮りしましたけれども、質疑がございませんでした。それで、質疑を終わり、ただいま議題となっております議案第30号は、厚生常任委員会に付託することに決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第19 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

それでは、議案第31号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、母子及び寡婦福祉法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例及びみやま市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、法改正により、法律名が変更となるため、条例中の引用部分の改正、並びに母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭が定義されましたので、その改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第20 議案第32号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長、お願いします。

**○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）**

議案第32号 みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

本条例の概要といたしましては、改正後の児童福祉法に、第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとなっております。

その基準の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、国で定める基準に従い、その他の事項については、国の基準を参酌して定めるようになっており、本市の条例において、必要な事項を定めるものでございます。

参考として、資料を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第32号は、厚生常任委員会に付託することと決定を

いたしました。

## 日程第21 議案第33号

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長、お願いします。

### ○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

議案第33号 みやま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

本条例の概要としましては、従来の認可保育所における保育事業に加え、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業を実施することができるとされており、児童福祉法第34条の16において、市町村は当該認可に係る基準を条例で定めることとなっております。

その基準の内容としましては、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数と家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものは、国で定める基準に従い、その他の事項については、国の基準を参酌して定めるようになっており、本市の条例において必要な事項を定めるものでございます。

参考といたしまして、資料を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は、厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第22 議案第34号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松藤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（松藤泰大君）（登壇）

議案第34号 みやま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、本市の条例で定める必要があるため、条例を制定するものでございます。

本条例の概要としましては、同法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、施設型給付費の対象施設である認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育給付費の対象事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業については、市町村の長が施設・事業者が給付の対象となることを確認するとともに、運営に係る基準を条例で定めることとなっております。

その運営に係る基準の内容としましては、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用する定員、小学校就学前の子供の適切な処遇の確保及び秘密の保持、小学校就学前の子供の健全な発達に密接に関係するものについては、国で定める基準に従い、その他の事項については、国の基準を参酌して定めるようになっており、本市の条例において、必要な事項を定めるものでございます。

参考として、資料を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号は、厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第23 議案第35号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

こんにちは。それでは、議案第35号 みやま市道の駅みやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

道の駅みやまは、おかげさまで開駅以来、順調に運営をいたしております。

本件は、平成25年度に体験農園を廃止し、多くのお客様のニーズに応えるよう、出荷者の意識向上を目的として、交流施設を建設いたしました。

また、あわせまして、駐車場不足に対応し、駐車場を整備いたしましたので、現状に合わせて、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、産業建設常任委員会に付託することにした  
と思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は、産業建設常任委員会に付託することに決  
定をいたしました。

#### 日程第24 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更について、提案理由  
の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

○消防長（塚本哲嘉君）（登壇）

皆様おはようございます。議案第36号 筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更につ  
いて、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、平成26年に公布された地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、平成24年  
4月に施行された筑後地域消防通信指令事務協議会規約との整合性を図る必要が生じたため、  
同規約第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改めるものでござい  
ます。

よって、同規約の改正につきまして、地方自治法第252条の6の規定において準用する同  
法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお  
願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、厚生常任委員会に付託することにしたと



思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

#### 日程第25 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

それでは、私のほうから議案第37号 みやま市過疎地域自立促進計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

説明に当たりまして、過疎地域自立促進計画は、過疎計画と申し上げさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

平成26年4月の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴いまして、本市の旧高田町の区域の過疎地域指定から、本市全域が過疎地域の指定を受けることになっております。このため、これまでの旧高田町の区域による過疎計画を、本市全域を対象とした過疎計画に変更する必要があるため、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

過疎計画の策定に当たりましては、国の定める作成例に基づき作成することとなりますが、今回、市全域を対象に計画変更をいたしますことから、合併後の総合計画など各種計画とも即した内容とする必要がございます。このため全面的な見直しとなっております。

また、過疎の具体的支援施策として措置されます過疎債の活用に関しましては、この過疎計画に記載する必要があるものでございます。

なお、本計画の変更につきましては、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ福岡県と協議しなければならないこととされており、8月末に県との協議が整っておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、本計画の概要の御説明を申し上げます。

まず、計画書1ページ、1、基本的な事項として、みやま市の概況を説明いたしております。

次の2ページから3ページの人口の推移と動向でございますが、本市の人口は昭和35年に5万8,074人であったものが、平成22年に4万732人となりまして、1万7,342人減少し、率にしてマイナス30.0%となっております。

6ページは行財政の状況、また、8ページには地域の自立促進の基本方針でございます。基本方針や基本的な施策は、本市の第1次総合計画に即して記載をしております。

9ページに計画期間を定めております。平成28年3月までの計画でございますので、変更後の実質的な計画期間は、今年度、平成26年度から平成27年度までの2カ年間となるものでございます。

続きまして、10ページからでございます。項目ごとに現況と問題点、その対策として事業計画をお示ししております。

まず、「2 産業の新興」でございますが、本市の基幹産業である農業は、道の駅みやまの開設により、販路の拡大につながっておりますが、産地間競争や後継者の減少など課題がございます。

また、漁業は、江浦漁港の維持管理の課題がございます。

一方、商工業では、近隣大規模小売店への買い物客の流出などから、商店数や後継者不足の課題がございます。また九州縦貫自動車道インターチェンジの開設など、交通利便性の向上を活用した企業誘致が望まれておるところでございます。

また、観光は、観光振興計画に基づき振興策を講じておりますが、本市の観光資源を生かし切れていない面がございます。

これらの課題に対しまして、13ページでは、基盤整備や経営近代化施策など14の事業と、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト分の8事業を掲げております。

続きまして、14ページになりますけれども、「3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」でございます。

本市の道路は、みやま柳川インターチェンジの開設や有明海沿岸道路の整備など交通の利便性は高くなってございますが、広域幹線道路やこれにアクセスする幹線道路の整備が課題となっております。また、生活道路の整備や橋梁の老朽化対策が必要であります。通信体系・情報化では、超高速通信サービスの普及や防災行政無線の難聴地域の解消が必要となっております。交通機関の確保では、JRや西鉄の各駅が地域の玄関口として機能していない面があります。さらに地域間交流の促進では、定住自立圏の取り組みや共通課題に対応した広域

的な取り組みが必要となっております。

これらの課題に対しまして、16ページに市町村道の整備や渡瀬駅周辺整備事業などを掲げ事業を推進することといたしております。

次に、17ページになりますけれども、「4 生活環境の整備」について御説明を申し上げます。

市民生活にとって欠くことができない上下水道は、水道施設の老朽化対策と下水道・浄化槽の普及を進める必要があります。また、ごみ処理、し尿処理、火葬場等、環境衛生施設はいずれも老朽化が課題となっており、環境基本計画などの推進とあわせた施策の推進が必要となっております。

消防は、地域防災の拠点となる消防庁舎を建設中ではありますが、消防無線のデジタル化や消防ポンプ自動車の更新が課題となっております。一方、住宅は、市営住宅ストック総合活用計画に基づく建てかえが必要であります。

これらの課題に対しまして、19ページに水道施設や下水道施設、廃棄物処理施設など11の事業とソフト分の3事業を推進することといたしております。

続きまして、20ページでございます。「5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」でございます。

国・県の平均を大幅に上回る少子・高齢化の進展に伴いまして、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画や次世代育成支援後期行動計画による施策の推進、また地域福祉計画に基づく福祉のまちづくりを目指す必要がございます。次、21ページでございますけれども、児童福祉施設の整備ほか、ソフト分12の事業を掲げております。

次の22ページ、「6 医療の確保」でございます。

市民ニーズが多様化、高度化する中で、地域の中核病院が移転改築中でございます。中核病院との連携による安心して暮らせるまちづくりの推進が必要でございます。ソフト分の3事業を掲げております。

次に、23ページ、7の「教育の振興」について御説明を申し上げます。

確かな学力、豊かな心などを目指す学校教育は、特別支援教育や教職員の研修の充実が必要でございます。また、引き続き学校施設の安全の確保に努めるほか、地域と連携した4小学校の統合の取り組みが必要でございます。また、生涯学習・社会教育では、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の推進に努めていますが、自主的活動のリーダーの養成や

子供体験活動の推進が課題となっております。さらに、社会体育では、スポーツ大会の開催を通じた交流や総合型地域スポーツクラブなど健康づくりの推進が必要でございます。

これらの課題に対しまして、25ページから、学校教育関連施設の整備を初め、ソフト分の事業を推進することといたしております。

次に、27ページでございます。「8 地域文化の振興等」でございます。

本市の恵まれた史跡や伝統文化を保全、継承するとともに、貴重な地域資源と位置づけPRすることで、文化の薫り高いまちづくりを目指すことといたしております。また、これらの地域資源を交流事業や観光事業への活用が課題となっております。

次に、28ページをお願いいたします。「9 集落の整備」、「10 その他地域の自立促進に関し必要な事項」についてであります。

集落の再編などは検討はいたしておりませんが、人口減少の抑制が大きな課題でございます。人口減少は、行政機能の維持が危惧され、活力の低下が懸念されておるところでございます。本市の総合力の向上や本市のよさのPRにより定住人口の増加につなげることが必要でございます。

また、30ページからは、過疎地域自立促進特別事業いわゆるソフト分につきまして、これまで分野別に記載していたものを取りまとめて、再度掲載をしております。

以上、駆け足で御説明を申し上げ、ちょっと長くなって申しわけございませんでしたけれども、以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

これは総務委員会に付託をされる件でしたっけ。今の説明の中で計画がありますけれども、19ページ、具体的にいきます。19ページの5番、消防施設ということなんですが、非常備消防ポンプ車購入事業、実はあしたの一般質問の中で消防格納庫のお話をさせてもらおうと思っているんですが、この消防格納庫もたしかこの事業に加えることができるというようなことを聞いておりますけど、ここにのっかっていない事業はやらないのか、また、ここにのっかっていなくても、そういった追加で計画をのっけることができるのか、そこのお尋ねをさ

せていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

過疎計画にのっけている事業とのっけていない事業の件でございます。部長からの説明でありましたとおり、現計画の改正でございますので、実質的なこの計画の期間でございますが、平成26年度と平成27年度でございます。平成26年度は既にもう始まっておりますので、平成27年度は来年度でございます。その2カ年の間でこの計画にのっけていない事業は今のところ計画はしていないと。もし、来年度もしくは今年、その事業を過疎債を活用して新たにやるということでありましたら、この計画の改正が必要になるという手続になろうかと思っております。平成27年度までの計画では今のところのっけていない事業について過疎債の活用はやっていないということでございます。追加するにはまた改正の必要があるということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

そうすると、もう平成27年度の計画がこれで確定をするということは、先ほどの質問に対しては、もう一回この条例を改正する必要があるということの説明ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことになると、じゃ、12月にまた改正と、そういう話にはならないと思えますけど、そしたら、先ほどの消防格納庫については、この事業にもうのつけることは不可能というふうな判断ができるということではないんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

平成27年度までにやるためには、この計画の改正が必要でございます。

それから、法律は平成32年度まででございます。平成28年度から平成32年度までのみやま市の過疎の後期計画をまた後日、策定いたしまして、議会に審議をお願いする予定でございます。平成28年度から平成32年度までの計画でやる場合につきましては、またその際、過疎計

画に改めて計上させていただいて、事業を実施するという手続になります。よろしくお願ひ  
します。

○議長（牛嶋利三君）

4 番 荒巻隆伸君。

○4 番（荒巻隆伸君）

わかりました。要するに、今後そういう計画をするときは、28年から32年ですか、その計  
画の中にのつけることができるということですかね、はい、わかりました。

○議長（牛嶋利三君）

答弁よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。1 番 田中信之君。

○1 番（田中信之君）

16ページ、光ブロードバンド整備事業と書いてあるけど、これはHEMSのことだと思っ  
ただけけれども、それが1点と、今、これどんなに山川とかの山ん中でも全部光は通信はでき  
るように整備されていると思いますけれども、そこら辺。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。（「違う事業があるのかね」と呼ぶ者あり）

○企画財政課長（坂田良二君）

19ページに記載いたしております光ブロードバンド整備事業でございますけれども、これ  
につきましては、既に事業は完了いたしております。NTTに5億円助成いたしまして、本  
市全域に光ファイバー網の整備を行った事業のことでございます。御質問のHEMSとは関  
係がございません。この事業完了によりまして、本市全域に光ブロードバンドの接続環境は  
整っているということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

1 番 田中信之君。

○1 番（田中信之君）

そしたら、これはもう5億円を出して、既に全部完了しておるわけでしょう、今は。そし  
て、また新たな計画ということ。（発言する者あり）事業完了のことか。

○議長（牛嶋利三君）

企画財政課長。（「それ、もう全部できるならいいですよ、これで」と呼ぶ者あり）

**○企画財政課長（坂田良二君）**

後ほど資料でつけております新旧対照表で削除とかしているものがございまして、その取り扱いも含めて御説明申し上げたいと思います。基本的には事業完了しておりますもので、これまでの旧高田町の区域を対象にしましてありました過疎計画で事業を完了しておりますものにつきましては、基本的には改正法の計画には記載いたしておりません。ですから、新旧対照表では削除ということを表示いたしておりますが、それはほとんど事業を完了しているものということをごらんいただきたいと思います。

なお、一部この過疎計画の改正の事務的な取り扱いの中で削除してしまいますと、この項目自体がなくなってしまうものがございまして、今御指摘の光ブロードバンドがまさにそうございましてけれども、これにつきましては、備考欄に事業完了ということの説明させていただいて記載を残しているものでございまして、基本的には事業完了しておるものにつきましては記載をいたしておりませんので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。（「後で聞こう」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。2番野田力君。

**○2番（野田 力君）**

44ページの資料なんですけれども、集落の整備でございまして、集落の整備は高田地域におきましては、各行政区の世帯数というのはかなり大まかに大きくされておりますので、高田地区の状況だったら、要するに、集落の再編や移転について、住民からの要望も現状ではなく、市としてもその必要性は低いと認識していると書いてあります。また、今度は旧瀬高、それから山川が入りますけれども、御承知のとおり149の行政区においては、かなり世帯数が少ないところもありますので、その認識が低いということが進んでいくものか、これちょっと言葉を何か、高田地区の状況ばそのまんま移したような感じがしますから、ある程度やっぱり文言は正しく書く必要があるかと思っておりますし、また、現状では多分行政区あたりからもある程度適正な規模ということも考えられておると思っておりますので、ちょっとここいらは検討を要することじゃなかろうかと思っております。御答弁をお願いします。

**○議長（牛嶋利三君）**

総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

野田議員さんのほうからただいま御指摘をいただいた分は、参考資料でつけております新旧対照表の44ページの下のほうに、集落の整備という高田地区の現状というのがございます。最終的には住民からの要望も現状ではなく、市としてもその必要性は低いと認識をしておりますということで、それを今回の新しい新市の計画のほうにそのまま移行させたということでございますので、その分ではちょっと、そういうことで記載をしておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

今の答弁はですね、記載したところでございますし、おっしゃるというまでも、不適切な言葉だろうと思っていますよ。そいけん、そこいらは、まあ文言ですから、県との協議をされて、これは今後検討していくなら検討していくとか、ある程度幅を持たせて、そして、多分、今度一般質問の中にも入っておるようでございますから、そういうことではちょっと整合性がとれなくなると思いますので、よく御検討の上、訂正していただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

答弁はよろしいですか。総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

一応、県との協議が終わっているところでございますけれども、再度、県のほうと協議をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、総務文教常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第26 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第38号 財産の取得について、提案理由の説明を求めます。大津教育部長兼教育総務課長。

○教育部長兼教育総務課長（大津一義君）（登壇）

皆さん、こんにちは。議案第38号の御提案を申し上げます。財産の取得について提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の統合小学校を建設するために、必要な私有地を購入するに当たり、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

統合小学校は、飯江小学校の既存校舎を活用するとともに、用地を拡張し、校舎、体育館、屋外プール、駐車場等を整備する計画でございます。

そのために、今回、必要な土地のうち16筆を購入するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。17番壇康夫君。

○17番（壇 康夫君）

この財産取得について、面積が1万83平方メートルになっておりますけど、添付資料の地図でいきますと、以前提出していただいた地図より若干減っているのかなど。ちょっと私も100%記憶、まだ手元に資料を持っておりませんのであれですけど、ここの辺の差異が生じたのか、その辺の理由も含めて、もしあったんだったら、御説明含めてお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

お手元の地図をごらんいただいたというふうに思います。壇議員が御指摘いただきましたように、現時点では最初の予定よりも若干小さくなっているという現状にあると思います。理由は7月の全員協議会で御説明いたしましたが、1件の方について、まだ交渉中ございまして、予定としてはこの議会で決定していただくところに間に合わせようというふうに努力をしましたが、まだ合意に至っていないという現状でございます。

理由はプライベートのことが関連しますので、余り詳しくは申し上げませんが、御本人が非常に大きな病気をされて長期入院をなされたということから、土地に関する価値観が少し揺れ動いてあるという現状でございますので、必要な土地でございますから、今後も時間の許す限り粘り強く交渉を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、全部が予定どおり収納できない段階でこういうふうに上程させていただきましたのは、仮契約をしているほかの皆様方からの御要望等がございまして、ぜひ議会のほうで決定していただかなければいけないと、お願いしなければいけないという時期になりましたものですからこういうふうにさせていただいておりますので、御理解の上、よろしく願い申し上げます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

ないようですので、これで質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、総務文教常任委員会に付託をすることに決定をいたしました。

**日程第27 議案第39号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第39号 平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ635,776千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,241,336千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

地方債補正でございますが、7月2日から5日にかけて豪雨によります道路の災害復旧に係る公共土木施設災害復旧事業債を追加いたしております。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書7ページでございます。

まず、14款. 国庫支出金、1項3目. 災害復旧費国庫負担金5,000千円でございますけれども、道路の災害復旧によるものでございます。

また、8ページ、14款2項1目. 民生費国庫補助金634千円でございますが、母子家庭の資格取得など経済的自立を支援するものでございます。

また、5目. 総務費国庫補助金8,671千円は、生活保護や児童福祉など厚生労働省所管の社会保障・税番号制度のシステム整備に係るものでございます。

続きまして、15款. 県支出金でございます。15款2項2目. 民生費補助金は、瀬高保育園の園舎改築に係る補助金の追加によるものでございます。

次の9目. 労働費補助金でございます。緊急雇用創出事業分を計上いたしております。

それから、10ページでございます。

19款. 繰越金は、前年度の繰越金を一般財源の額を調整いたしまして追加をいたしております。

続きまして、20款. 諸収入でございます。B&G財団の施設整備助成金15,400千円を計上いたしております。

また、12ページでございます。

21款. 市債、これにつきましても公共土木施設災害復旧事業債2,500千円の追加ござい

ます。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書13ページからでございます。

まず、2款1項9目．基金費、財政調整基金積立金350,000千円を計上いたしております。平成25年度決算の認定と合わせまして、地方財政法第7条の規定により前年度剰余金の処分として積み立てをするものでございます。

なお、地方財政法の規定によります前年度剰余金の処分方法でございますが、その2分の1以上の額を財政調整基金に積み立て、または地方債の繰り上げ償還に充てることとされております。後ほど御説明いたします12款の公債費の追加とあわせて、この規定によるものでございます。

また、10目．情報政策費でございます。電算管理費の番号制度システム整備委託料14,900千円を追加いたしております。マイナンバー制度の導入に向けまして、厚生労働省所管の障害者福祉、生活保護、また国民健康保険などシステム整備に係る経費でございます。

また、負担金の981千円でございますけれども、地方公共団体システム機構というところが行います番号制度の中間サーバの整備に対する負担金でございます。

次に、13目．諸費の防災対策費でございます。防犯灯設置補助金3,000千円を追加いたしておりますが、行政区などが設置されます防犯灯につきまして1基当たり20千円を上限に整備費用を助成いたしております。今年度、行政区からの要望は多くなっておりまして、今回150基分を追加いたしまして、LED化の推進を中心に地元からの要望に応えるものでございます。

次に、14ページの2款2項1目．税務総務費、固定資産税のシステム改修費1,300千円を計上いたしております。平成27年度の評価がえに当たりまして、今年度その準備に要する経費などでございます。

続きまして、15ページ、3款．民生費でございます。2項2目．児童措置費は保育所施設整備費として、瀬高保育園の園舎改築に係ります補助金を計上いたしております。国の基準額の改定により国・県の補助金の増額に伴い追加するものでございます。

また、母子福祉費は、母子自立支援給付金を追加いたしております。母子家庭の経済的自立を支援いたしますために、准看護師の資格取得に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、予算書16ページでございます。

4款1項1目．保健衛生総務費は2,000千円を追加いたしております。柳川山門医師会館の建設費につきまして、柳川市とともに支援するものでございます。

また、2目．予防費でございます。予防接種事業費16,400千円を計上いたしております。予防接種法施行令の一部改正によりまして、水痘、それから成人の肺炎球菌の予防接種につきまして定期接種化されております。その委託料を追加いたしまして、ことし10月から予防接種を実施する予定でございます。

続きまして、4款2項1目．清掃総務費は、ごみ袋の作成費など4,678千円を追加いたしております。資材費の高騰など作成単価が上がり、当初予定いたしましておりましたごみ袋の枚数の確保が難しくなっております。市民生活に支障を来すことがないように追加購入するための経費でございます。

続きまして、18ページ、5款1項1目．労働諸費でございます。緊急雇用対策事業費を計上いたしております。平成25年度国の補正予算により追加されました本事業に応じて、高齢者の雇用機会の拡大に資するものでございます。シルバー人材センターに委託しまして、高齢者の雇用のニーズ調査や、それから会員の研修等を行う計画でございます。

続きまして、6款．農林水産業費について御説明いたします。

6款．農林水産業費、1項3目．農業振興費の農地・水・環境保全向上対策費でございますが、福岡県農地・水・環境保全協議会への負担金を計上いたしております。水路の泥上げなど農業の多面的機能の保全活動につきまして、単価の改定や組織数の決定に応じまして、市負担分として追加するものでございます。

続きまして、20ページ、6款3項1目．水産業振興費でございます。はたき海苔処理検討協議会負担金500千円を追加いたしております。ノリ網回収時の低品質なノリをはたきノリと言うようでございますが、これにつきまして、従来からその処理が課題となっておりました。今回、柳川市と共同で計画いたしておりますごみ処理施設の排熱を活用いたしまして肥料化など検討する協議会を設置し、調査、研究するものでございます。

次に、9款1項3目．消防施設費は、消防水利事業として消火栓の新設、移設、それぞれ2カ所の整備に要する負担金を追加いたしております。

続きまして、22ページでございます。10款．教育費について御説明いたします。

10款4項2目．公民館費は、類似公民館2カ所の改修について、事業費の15%を助成する

ものでございます。

また、10款5項2目．体育施設費は、B & G海洋センター管理費として30,700千円を追加いたしております。B & G財団からの助成金を活用し、瀬高B & G財団海洋センターの老朽化したプールの土間、それからプールの塗装を改修する予定でございます。

また、24ページでございます。

11款2項1目．公共土木施設災害復旧費を計上いたしておりますが、7月の豪雨によります道路ののり面崩壊1カ所の補助災害復旧事業費7,500千円及び小規模な3カ所の単独災害復旧事業費1,100千円を追加いたしております。

続きまして、12款1項1目．元金でございます。前年度決算の剰余金を活用いたしまして、市債の繰上償還を行うものでございます。民間金融機関からの借入金のうち、利率1.5%以上のもの168,800千円につきまして、繰り上げ償還するものでございます。これによります利息の軽減の見込み額は13,800千円の効果と積算いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

#### 日程第28 議案第40号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第28．議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

##### ○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第40号 平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成26年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ39,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,486,840千円といたしております。前年度精算による国・県及び支払基金への返還金を計上いたしております。

予算書6ページになりますが、歳入予算は8款1項1目．繰越金を追加いたしております。

また、歳出予算は、7款1項2目．償還金、国県支出金等償還金を追加いたしております。介護給付費負担金など事業の実績に応じまして返還するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月3日となっておりますので、御承知おきお願いいたします。

午前11時58分 散会